

## 飲料水等の水質に係る学校環境衛生基準

水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質

	検査項目	基準	検査方法
ア	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法
イ	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
ウ	塩化物イオン	200mg/L以下であること	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
エ	全有機炭素(TOC)の量	3mg/L以下であること	全有機炭素計測定法
オ	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
カ	味	異常でないこと	官能法
キ	臭気	異常でないこと	官能法
ク	色度	5度以下であること	透過光測定法
ケ	濁度	2度以下であること	積分球式光電光度法
コ	遊離残留塩素	0.1mg/L (結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上であること	ジエチル-p-フェニレンジアミン法(DPD法)

検査頻度:1回/年

1棟当たりの面積が8000m<sup>2</sup>以上の学校は特定建築物に当たり、検査項目等が変わりますのでお問い合わせください。

平成21年4月1日 文部科学省告示第60号